

平成 18 年 12 月 7 日制定

平成 22 年 6 月 18 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

安 全 管 理 規 程

岡山県貨物運送株式会社

運 行 管 理 部

目 次

第1章 総 則

第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 安全方針	1

第2章 輸送の安全を確保するための管理体制

第4条 社長の責務	1
第5条 社内組織	1
第6条 安全統括管理者等の選任及び解任	2
第7条 安全統括管理者の責務	2
第8条 主管安全統括管理者の責務	3
第9条 店所安全管理者の責務	3

第3章 輸送の安全を確保するための運営方針等

第10条 輸送の安全を確保するための運営方針	3
第11条 輸送の安全に関する重点施策	3

第4章 輸送の安全を確保するための実施事項

第12条 輸送の安全に関する重点施策の実施	4
第13条 輸送の安全に関する情報の共有	4
第14条 輸送の安全に関する会議等	4
第15条 輸送の安全に関する教育及び研修	4
第16条 関連会社及び下請事業者の安全管理	4

第5章 内部監査・業務改善に関する事項

第17条 輸送の安全に関する内部監査	5
第18条 輸送の安全に関する業務の改善	5

第6章 報告連絡等

第19条 事故、災害等に関する報告連絡体制	5
第20条 情報の公開	6
第21条 輸送の安全に関する記録の管理等	6

附 則	6
-----	---

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

2 当社における輸送の安全の確保は、運行管理規程、車両管理規程その他関係規程と相俟って運用するものとする。

(安全方針)

第3条 「輸送の安全は経営の根幹」であることを全社員が認識を共有し、信頼と満足創造に向け一丸となって努力する。

第2章 輸送の安全を確保するための管理体制

(社長の責務)

第4条 社長は、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、組織全体の安全管理体制を構築し、安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下「安全統括管理者等」という。）に指示するなどして、適切に運営する。

- (1) 安全方針を策定し、社内へ徹底する。
- (2) 安全重点施策を策定する。
- (3) 重大な事故等への対応を実施する。
- (4) 安全管理体制を構築・改善するとともに、輸送の安全を確保するために、必要な要員、情報、輸送施設等を確保する。
- (5) 安全管理体制に関しての見直しを実施する。

2 上記のほか、社長は、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、各章に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(社内組織)

第5条 輸送の安全の確保について責任ある体制構築及び企業統治を的確に行

うため、次に掲げるものを選任し配置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 主管安全統括管理者
- (3) 支店安全管理者及び営業所安全管理者（以下「店所安全管理者」という。）
- (4) 運行管理者及び補助者（以下「運行管理者等」という。）
- (5) 整備管理者及び補助者（以下「整備管理者等」という。）
- (6) 貨物軽自動車安全管理者（配置店所に限る。）

（安全統括管理者等の選任及び解任）

第6条 安全統括管理者は、法令に定める要件を満たしている取締役の中から社長が任命する。

- 2 主管安全統括管理者及び店所安全管理者は、主管支店長及び店所長をもってあてる。
- 3 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び運用は、運行管理規程及び車両管理規程に定めるところによる。
- 4 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うこと困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全に関しての中核的立場として、社長の命を受け、全社的輸送の安全を確保するための計画及び目標を定めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 第3条に定める安全方針を周知徹底し、実践させること。
- (2) 第11条に定める重点施策、目標及び計画を実施すること。
- (3) 前号の重点施策の進歩・達成状況、事故等の発生状況、是正・予防措置の実施状況、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性等を内部監査等により把握し、社長に報告又は意見上申するとともに、必要な措置を講ずること。
- (4) 運行管理規程に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

- (5) 車両管理規程に定める車両管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (6) 輸送の安全を確保するため、必要な教育又は研修を行うこと。
- (7) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(主管安全統括管理者の責務)

第8条 主管安全統括管理者は、安全統括管理者の命を受け、主管内の輸送の安全の確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

なお、同条第3号の「社長」は「安全統括管理者」に読み替えるものとする。

(店所安全管理者の責務)

第9条 店所安全管理者は、主管安全統括管理者の命を受け、店所内の輸送の安全の確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

なお、同条第3号の「社長」は「主管安全統括管理者」に読み替えるものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための運営方針等

(輸送の安全を確保するための運営方針)

第10条 社長をはじめ経営管理部門は、安全方針の意義、内容等を深く自覚するとともに、率先垂範して全社員に安全方針の周知を図る。

- 2 社長は、安全方針に関する社員の理解度、浸透度を把握するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

(輸送の安全に関する重点施策)

第11条 第3条の安全方針に基づき、会社全体、各部門、各店所等において、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という。）を設定し、目標を達成するために必要な実施計画を策定するとともに、これを着実に実施する。

- 2 目標の設定、実施計画の策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 年次目標を設定すること。
- (2) 可能な限り、数値目標等の具体的目標とし、事後達成状況を検証・評価できるものとする。
- (3) 事故等の発生状況、現場からの改善提案、内部監査の結果等を踏まえた上で、それら課題の解決・改善に直結するものとする。
- (4) 目標は、社員が理解しやすく、輸送の安全性の向上への熱意が高まるよう配慮すること。

(5) 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、より高い目標を新たに設定すること。

3 輸送の安全に関する重点施策については、定期的に進捗・達成状況を把握し、少なくとも1年毎に見直しを行う。

第4章 輸送の安全を確保するための実施事項

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第12条 社員は、前条に基づき策定された重点施策を着実に実施し、目標達成に向け努力すること。

(輸送の安全に関する情報の共有)

第13条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適宜適切に社内において伝達され、共有されるように努めるものとする。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(輸送の安全に関する会議等)

第14条 「定例主管支店長・関係会社合同会議」及び「事故防止対策委員会」を運輸安全マネジメント会議と位置付け、同会議において、本規程の運用並びに輸送の安全に関する重点施策の策定及び実施等に関しての検討を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 輸送の安全に関する目標を達成するため、安全管理体制の構築・改善等に従事する者に対して、運輸安全マネジメント制度に関する教養研修を実施するとともに、社員に対し能力・技能の維持向上のために、必要な教育研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(関連会社及び下請事業者の安全管理)

第16条 傘下の運輸関連会社と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

2 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向

上に協力するよう努める。

第5章 内部監査・業務改善に関する事項

（輸送の安全に関する内部監査）

第17条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合等、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、速やかに社長に報告するとともに、改善を要する事項に関しては必要な方策を検討の上、社長に報告し緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

3 前1、2項に掲げる内部監査の実施要領等に関しては別に定める。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第18条 社長は、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎に見直しを検討する。

2 安全管理体制の見直しに関しては、安全方針の浸透状況、重点施策の進捗状況、監査結果、改善提案等を踏まえて行う。

3 日々の事業活動で発生する輸送の安全に関するトラブルや不具合に対して的確に対処するため、明らかとなった課題等に対しては、その原因を除去するための是正措置を、潜在的な課題等に関しては、その原因を除去するための予防措置を適時適切に講じる。

第6章 報告連絡等

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第19条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統は別に定めるところによる。

2 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、前項の報告連絡体制及び指揮命令系統が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

3 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害

等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(情報の公開)

第20条 輸送の安全に関する情報は、ホームページへの掲載等により、外部に公表する。

2 事故発生後における再発防止策及び輸送の安全の確保のために講じた改善状況等について、国土交通省に報告した場合には、前項に準じて速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第21条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

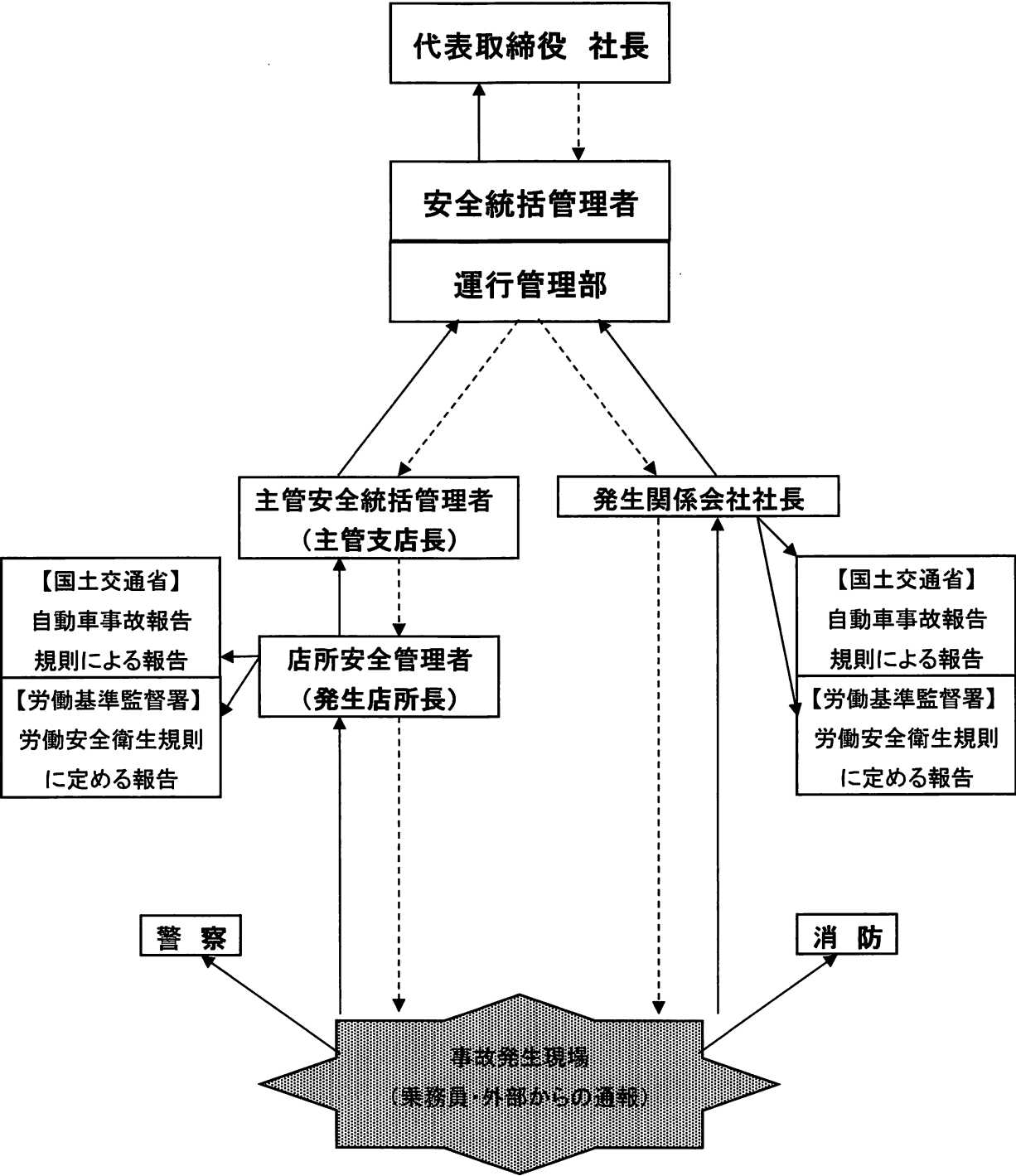
2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者等の指示、内部監査の結果、是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

本規程は、令和7年4月1日から施行する。

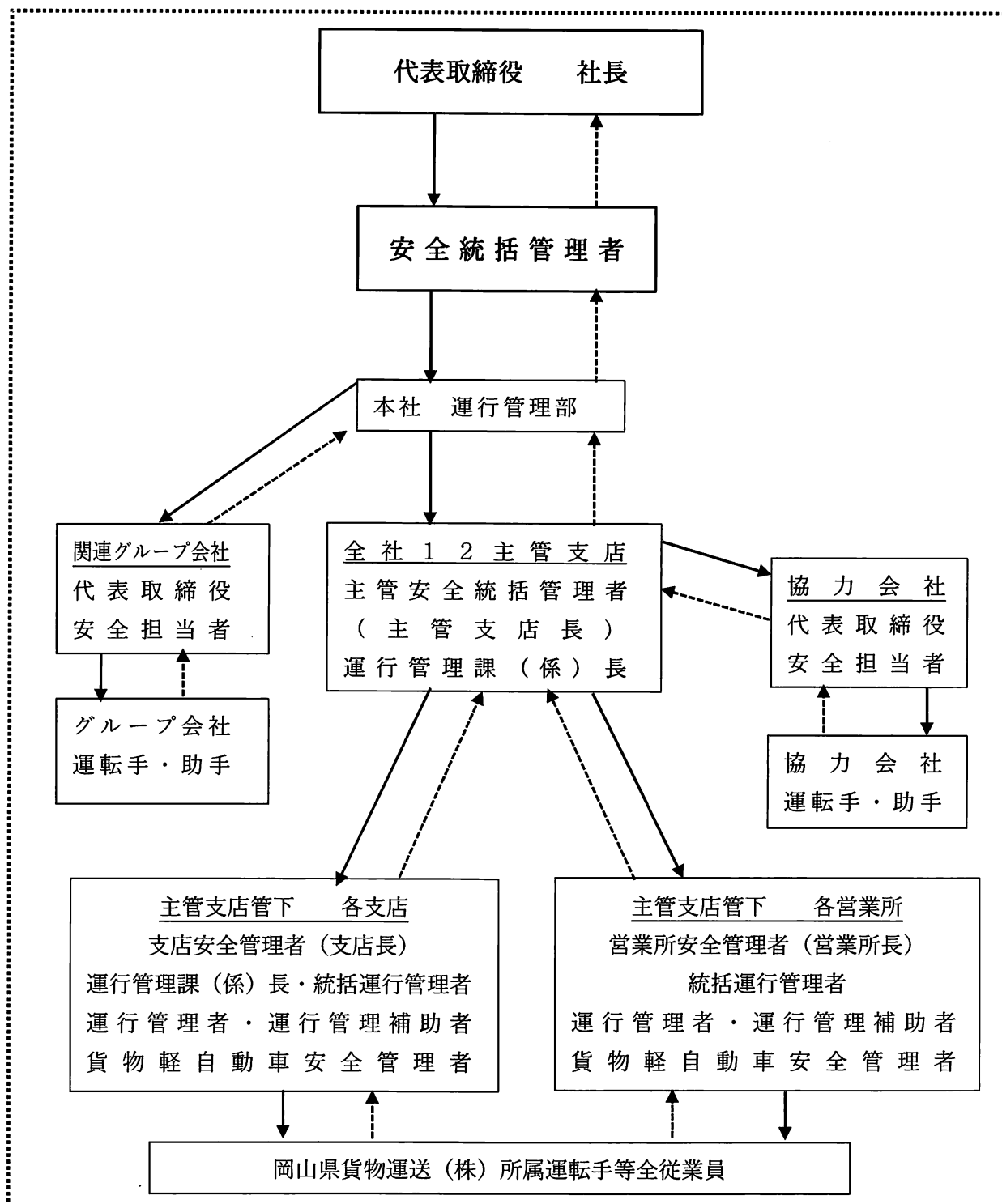
重大事故・災害時等報告連絡体制図



凡例 —————> は報告を - - - - -> は指示の流れを表示

安全管理規程第19条（指揮命令系統）

輸送の安全に関する指揮命令系統図



凡例 ————— は指示を - - - - - は報告の流れを表示